資金名		対象世帯	借入目的の例	貸付限度額	貸付利子	備考
総合支援資金	生活支援費	低所得世帯	生活再建するまでの生活費用	（単身）月額15万円以内 （2人以上）月額20万円以内	年1.5% (連帯保証人を立てる場合、無利子)	・失業等給付、生活保護、年金等の公的給付金を受けている場合は対象とならない ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必要
	住居入居費		住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内		
	一時生活再建費		生活を再建するために一時的に必要な経費	60万円以内		
福祉資金	福祉費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・福祉用具購入費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転に必要な経費	借入目的によって限度額が異なる		・借入目的ごとに必要書類が変わるため要相談 ・民生委員・児童委員との面談が必要
	緊急小口資金	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	・医療費又は介護費の支払い ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・各種公的給付支給までの生活費	10万円以内	無利子	・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必要
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯	高校、大学、専門学校等へ就学するための経費	（高校）月額3.5万円以内 （高専）月額6万円以内 （短大）月額6万円以内 （大学）月額6.5万円以内		・高等学校等奨学金、日本学生支援機構等の他制度が優先 ・ひとり親世帯については、母子及び寡婦福祉資金貸付制度も優先となる ・民生委員・児童委員との面談が必要
	就学支度費		高校、大学、専門学校等への入学の際の経費	50万円以内		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯	生活費	土地の評価額の７割程度 月30万円以内	年3%か長期プライムレートのいずれか低い方	・連帯保証人が必要 （推定相続人の中から選任）
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯		・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内 （生活扶助額の1.5倍以内		・連帯保証人は不要